

石川県公報

平成 25 年 3 月 19 日

第 1 2 5 7 9 号 (火曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

告 示		公 告	
身体障害者福祉法に基づく診断を担当する医師の指定 (障害保健福祉課)	1	県道の区域の変更 (道路整備課)	6
一般競争入札の落札者等 (医療対策課)	1	県道の供用の開始 (同)	7
牛の結核病の検査の実施 (農業安全課)	2	自動車のみ的一般交通の用に供する道路の部分の指定の解除 (同)	7
牛のブルセラ病の検査の実施 (同)	2	自動車のみ的一般交通の用に供する道路の部分の指定 (同)	7
牛のヨーネ病の検査の実施 (同)	2	車両制限令に基づく道路の指定及び通行方法の決定 (同)	7
牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査の実施 (同)	3	特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 定 款 変 更 認 証 申 請 公 告 (県民交流課)	8
牛伝達性海綿状脳症の検査の実施 (同)	3	県営土地改良事業に係る換地処分公告 (経営対策課)	9
豚のオーエスキー病の検査の実施 (同)	4	基本測量終了公告 (監理課)	9
豚の豚流行性下痢及び伝染性胃腸炎の検査の実施 (同)	4	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求に関する公告 (同)	9
豚の豚コレラの検査の実施 (同)	4	入札公告 (教育委員会事務局)	10
高病原性鳥インフルエンザの検査の実施 (同)	5	石川海区漁業調整委員会	
馬の馬伝染性貧血の検査の実施 (同)	5	竿釣及び手釣による水産動物の採捕制限の一部改正	12
蜜蜂の腐蛆病の検査の実施 (同)	5	正 誤	
河川管理施設以外の工作物の管理者が管理する河川管理施設 (河川課)	6	平成25.3.8第12576号中	12

告 示

石川県告示第92号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、診断を担当する医師として次のとおり指定した。

平成25年3月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

診療科目	医療機関の名称	所在地	医師氏名	指定年月日
形成外科	国民健康保険小松市民病院	小松市向本折町水60番地	小泉 尚子	平成25年3月12日

石川県告示第93号

WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成25年3月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
石川県立中央病院清掃等業務委託 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県立中央病院管理局経理課

- 金沢市鞍月東 2 丁目 1 番地
- 落札者を決定した日
平成 25 年 2 月 27 日
 - 落札者の名称及び所在地
太平ビルサービス株式会社
金沢市南町 2 番 1 号
 - 落札金額
68,607,000 円
 - 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 一般競争入札の公告を行った日
平成 25 年 1 月 18 日

石川県告示第 94 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 5 条第 1 項の規定により、牛の結核病の検査を次のとおり実施する。
平成 25 年 3 月 19 日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 実施の目的
発生予防（清浄性の確認）のため
- 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県 内 全 域	平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

- 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びその牛と同一施設内で飼育している牛
- 検査の方法
家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）第 9 条第 2 項に規定する方法による。

石川県告示第 95 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 5 条第 1 項の規定により、牛のブルセラ病の検査を次のとおり実施する。

平成 25 年 3 月 19 日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 実施の目的
発生予防（清浄性の確認）のため
- 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県 内 全 域	平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

- 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びその牛と同一施設内で飼育している牛
- 検査の方法
家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）第 9 条第 2 項に規定する方法による。

石川県告示第 96 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 5 条第 1 項の規定により、牛のヨーネ病の検査を次のとおり実施す

る。

平成25年3月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 実施の目的
発生予防（清浄性の確認）のため
- 2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県 内 全 域	平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条第2項第1号から第3号までに掲げる牛
- 4 検査の方法
家畜伝染病予防法施行規則第9条第2項に規定する方法による。

石川県告示第97号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査を次のとおり実施する。

平成25年3月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 実施の目的
発生予察のため
- 2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県 内 全 域	平成25年6月1日から同年11月30日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内で飼養されている牛のうち家畜保健衛生所長が必要と認めるワクチン未接種の未越夏の牛
- 4 検査の方法
臨床検査及び血清学的検査

石川県告示第98号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、牛伝達性海綿状脳症の検査を次のとおり実施する。

平成25年3月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 実施の目的
感染牛の摘発及び地域における清浄性の確認のため
- 2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県 内 全 域	平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
月齢又は推定月齢が満24月以上で死亡した牛の死体
- 4 検査の方法
家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条第2項に規定する方法による。

石川県告示第99号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、豚のオーエスキー病の検査を次のとおり実施する。

平成25年3月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 実施の目的
発生予防（清浄性の確認）のため
- 2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県 内 全 域	平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内で飼養されている豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認める繁殖豚、繁殖候補豚及び肥育豚
- 4 検査の方法
臨床検査及び血清学的検査

石川県告示第100号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、豚の豚流行性下痢及び伝染性胃腸炎の検査を次のとおり実施する。

平成25年3月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 実施の目的
発生予防（抗体保有状況の把握）のため
- 2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県 内 全 域	平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
県外導入豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認める豚
- 4 検査の方法
臨床検査及び血清学的検査

石川県告示第101号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、豚の豚コレラの検査を次のとおり実施する。

平成25年3月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 実施の目的
発生予防（清浄性の確認）のため
- 2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県 内 全 域	平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼養されている豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認める繁殖豚、繁殖候補豚及び肥育豚

4 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査

石川県告示第102号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、高病原性鳥インフルエンザの検査を次のとおり実施する。

平成25年3月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 実施の目的

発生予察のため

2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県 内 全 域	平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で100羽以上の家きんを飼養している施設において家畜保健衛生所長が必要と認める家きん

4 検査の方法

血清抗体検査（エライザ法及び寒天ゲル内沈降反応）及びウイルス分離検査

石川県告示第103号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、馬の馬伝染性貧血の検査を次のとおり実施する。

平成25年3月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 実施の目的

発生予防（清浄性の確認）のため

2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県 内 全 域	平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条第2項第5号から第7号まで及び第9号に掲げる馬

4 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則第9条第2項に規定する方法による。

石川県告示第104号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、蜜蜂の腐蛆病の検査を次のとおり実施する。

平成25年3月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 実施の目的

発生予防（清浄性の確認）のため

2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県内全域	平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内で飼養されている蜜蜂全群
- 4 検査の方法
臨床検査、ミルクテスト及び細菌検査

石川県告示第105号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、河川管理施設以外の工作物と効用を兼ねる河川管理施設の管理の方法を定め、次のとおり河川管理施設以外の工作物の管理者が河川管理施設の管理を行う。

平成25年3月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 河川の名称
二級河川 大野川水系 大野川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
右岸管理用通路
- 3 河川管理施設の位置
右岸
下流 河北郡内灘町字向粟崎二丁目163番地先
上流 河北郡内灘町字向粟崎二丁目308番2地先
延長 389.0メートル
右岸
下流 河北郡内灘町字向粟崎二丁目191番地先
上流 河北郡内灘町字向粟崎二丁目305番1地先
延長 181.0メートル
- 4 管理を行う者の氏名及び住所
道路管理者 内灘町長 川口 克則
河北郡内灘町字大学1丁目2番地1
- 5 管理の内容
(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
(2) 道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間
平成25年3月12日から道路の存続する日まで

石川県告示第106号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成25年3月19日から同年4月3日まで縦覧に供する。

平成25年3月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域			関係図面の縦覧場所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
片山津山代線	加賀市加茂町力5番1地先から	旧	9.03～19.00 45.0	南加賀土木総合事務所 大聖寺土木事務所
	加賀市加茂町力103番地先まで	新	9.03～44.60 45.0	

金 沢 田 鶴 浜 線	河北郡内灘町字向粟崎チ 2 番168地先から	旧	38.10 ~ 69.90	842.6	県 央 土 木 総 合 事 務 所 維 持 管 理 課
	河北郡内灘町字向粟崎チ77番 1 地先まで	新	96.10 ~ 125.20	842.6	

石川県告示第107号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、平成25年3月19日から同年4月3日まで縦覧に供する。

平成25年3月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
片 山 津 山 代 線	加賀市加茂町ヲ104番地先から 加賀市加茂町121番 1 地先まで	平成 25 年 3 月 20 日	南加賀土木 総合事務所 大聖寺土木 事 務 所
金 沢 田 鶴 浜 線	金沢市粟崎町四丁目204番 2 地先から 河北郡内灘町字大根布り251番 1 地先まで	〃	県 央 土 木 総 合 事 務 所 維 持 管 理 課

石川県告示第108号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定により、次のとおり自動車のみの一般交通の用に供する道路の部分の指定を解除する。

なお、その関係図面は、平成25年3月19日から同年4月3日まで縦覧に供する。

平成25年3月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

道路の種類	路線名	解除する道路の部分	解除する期日	関係図面の縦覧場所
県 道	金沢田鶴浜線	金沢市粟崎町四丁目 1 番11地先から 河北郡内灘町字千鳥台二丁目170番地先まで	平成25年3月20日	県央土木総合事務所 維 持 管 理 課

石川県告示第109号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定により、次のとおり自動車のみの一般交通の用に供する道路の部分指定する。

なお、その関係図面は、平成25年3月19日から同年4月3日まで縦覧に供する。

平成25年3月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

道路の種類	路線名	指定する道路の部分	指定する期日	関係図面の縦覧場所
県 道	金沢田鶴浜線	河北郡内灘町字千鳥台四丁目 2 番 2 地先から 河北郡内灘町字大根布り251番 1 地先まで	平成25年3月20日	県央土木総合事務所 維 持 管 理 課

石川県告示第110号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成25年3月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

道路の種類	路 線 名	区 間
県 道	松任宇ノ気線	金沢市金石東1丁目1-45地先から 金沢市専光寺町ル86-1地先まで
"	上安原昭和町線	金沢市桜田町1丁目1地先から 金沢市桜田町1丁目19地先まで
"	額谷三浦線	野々市市中林4丁目107番3地先から 野々市市清金2丁目200番2地先まで

2 指定する期日

平成25年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を犯すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対して十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

公 告

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成25年3月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請を受理した年月日

平成25年3月1日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 金沢市視覚障害者地域生活支援センター

3 代表者の氏名

柳 鉄志

4 主たる事務所の所在地

金沢市芳斉1丁目15番26号

5 定款に記載された目的

この法人は、視覚に障害のある人に対し、自立と社会参加の支援に関する事業をおこない、視覚障害のある人の福祉向上に寄与することを目的とする。

県営土地改良事業に係る換地処分公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地処分を行った。

平成25年3月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業名	地区（工区）名	換地処分年月日
県営中山間地域総合整備事業	石坂・向瀬地区	平成25年3月5日

基本測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成25年3月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量 (一等磁気測量)	平成24年5月28日から 平成25年2月28日まで	羽咋郡志賀町

経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求に関する公告

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「省令」という。）第19条の6第1項及び第21条の2第1項の規定により、平成25年に行う建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の26第1項の規定による経営規模等評価の申請及び法第27条の29第1項の規定による総合評定値の請求（以下「申請」という。）の時期及び方法等に関し必要な事項を次のとおり定めた。

平成25年3月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 審査基準日

審査の基準となる日（以下「審査基準日」という。）は、平成24年10月1日から平成25年9月30日までの間の決算日とする。ただし、新規設立業者で当該対象期間に決算日を有しないものの審査基準日は、個人にあっては事業開始の日、法人にあっては設立の日とする。

2 申請の時期

次に掲げる審査基準日の区分に応じ、それぞれに掲げる期間内で知事が指定する日時とする。

- 平成24年10月1日から同月31日までの間に審査基準日を有する者 平成25年4月まで
- 平成24年11月1日から同月30日までの間に審査基準日を有する者 平成25年5月まで
- 平成24年12月1日から同月31日までの間に審査基準日を有する者 平成25年6月まで
- 平成25年1月1日から同年2月28日までの間に審査基準日を有する者 平成25年7月まで
- 平成25年3月1日から同月31日までの間に審査基準日を有する者 平成25年8月まで
- 平成25年4月1日から同月30日までの間に審査基準日を有する者 平成25年9月まで
- 平成25年5月1日から同年6月30日までの間に審査基準日を有する者 平成25年10月まで
- 平成25年7月1日から同年8月31日までの間に審査基準日を有する者 平成25年11月まで
- 平成25年9月1日から同月30日までの間に審査基準日を有する者 平成25年12月まで
- 特別の事由により、(1)から(9)までに掲げる申請期間内に申請することが困難な者については、随時に申請することができるものとする。

3 申請の方法等

- 申請をしようとする者は、審査を希望する月の前月末日までに石川県土木部監理課建設業振興グループに往復はがきにより申し込むこと。
- 4に掲げる申請書類等は、郵送による受付を行わないので、別途知事が指定する日時及び場所に持参すること。

4 申請書類等

(1) 申請書等及び添付書類

ア 申請書及び請求書

省令別記様式第25号の11により作成すること。

イ 添付書類

(ア) 省令第19条の8第1項に規定する書類

(イ) 省令第19条の5に規定する書類(総合評定値を請求する場合)

(ウ) 石川県土木部発行の「経営規模等評価等申請の手引き」において提出を求める書類

(2) 提示書類

石川県土木部発行の「経営規模等評価等申請の手引き」において提示を求める書類

5 手数料の額及び納付方法

(1) 手数料の額

石川県手数料条例(平成12年石川県条例第7号)別表に定める額

(2) 納付方法

石川県証紙を使用料(手数料)納入票に貼り付けて提出すること。

(3) 再審査に係る手数料等

法第27条の28又は省令第20条第2項に規定する再審査の申立てについて総合評定値の請求を行っていた者については、再審査においても総合評定値を通知することとし、(1)にかかわらず、総合評定値の請求に係る手数料は徴収しないこととする。

6 結果等の通知

経営規模等評価結果及び総合評定値の通知は、申請者宛に郵送する。

7 国土交通大臣に対してする申請の時期及び方法

(1) 申請の時期

2に定める期間内とする。

(2) 申請の方法

国土交通大臣が定める申請書類等を、石川県土木部監理課建設業振興グループに持参することとする。

8 問い合わせ先

石川県土木部監理課建設業振興グループ(金沢市鞍月1丁目1番地 電話番号076-225-1712)

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成25年3月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

石川県立学校児童生徒の第1次尿検査業務

(2) 履行期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(3) 業務内容

県立高等学校及び県立中学校の生徒並びに県立特殊学校の幼児、児童及び生徒約25,600人に係る第1次尿検査

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、平成24年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当するものであること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加資格確認申請書の提出期限の翌日から入札の日までのいずれの日においても県の指名停止措置を受けていない者であること。

- (3) この公告に示す業務を履行できる経験、知識、能力、技術、手段等を有している者であること。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)である者
 - イ 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者
 - ウ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札参加資格の確認手続等

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係書類等を添えて提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、(1)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

ア 提出期間

平成25年3月19日(火)から同月22日(金)まで(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

イ 提出時間

午前9時から午後5時まで

ウ 提出場所

金沢市鞍月1丁目1番地
石川県教育委員会事務局スポーツ健康課

エ 提出方法

持参により提出すること。

(2) 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成25年3月25日(月)までに入札参加資格確認結果通知書を郵送して行う。

4 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付

(1) 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問い合わせ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎18階
石川県教育委員会事務局スポーツ健康課
電話番号 076-225-1851(内線5675) F A X 番号 076-225-1854

(2) 交付期間

平成25年3月19日(火)から同月22日(金)まで(県の休日を除く。)

(3) 交付時間

午前9時から午後5時まで

5 入札の日時及び場所

平成25年3月27日(水)午後1時30分 石川県庁行政庁舎18階打合せ室1

6 入札方法

入札金額は、1(1)の業務の1人当たりの手数料の額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低

の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。
- (4) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5に定める入札の日時及び場所に集合すること。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

12 その他

詳細は、入札説明書による。

石川海区漁業調整委員会

石川海区漁業調整委員会指示第2号

竿釣及び手釣により水産動物の採捕制限（平成17年8月23日石川海区漁業調整委員会指示第2号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成25年3月19日

石川海区漁業調整委員会

会長 稲 村 幸 雄

3中「平成25年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

正 誤

平成25年3月8日発行の石川県公報第12576号中、正誤次のとおり

ページ	件 名	誤	正
6	土地区画整理組合の事業計画の変更認可公告	4 変更認可の年月日 平成25年3月1日	4 変更認可の年月日 平成25年3月1日 5 変更の内容 事業施行期間 平成16年11月19日から平成28年3月31日まで